

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年六月三日奈良県指令建第一〇六一三号

令和三年三月五日奈良県指令建第一〇六一三一号

令和三年七月五日奈良県指令建第一〇六一三一二号

令和三年八月十八日奈良県指令建第一〇六一三一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年九月六日建第九八四六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年九月六日建第五六九四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市上中五一九番一、五二〇番一、五二一番一及び六四四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市穴虫三〇三二番三

株式会社川村製作所 代表取締役社長 川村英亮

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市上中五一九番一、五二〇番一及び五二一番一の各一部

一 許可番号

令和二年十二月十四日奈良県指令建第一〇六一九五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年九月七日建第九八四七号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年九月七日建第五六九五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字辻五番一の一部、五番二、五番三、六番一の一部、七番の一部、一二二番
の一部、一三番一の一部、一四番一の一部及び八二四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字太田五番地の四

五 開發許可を受けた者の住所及び氏名

株式会社タニグチ 代表取締役 谷口修一

公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字辻五番一の一部、五番二、六番一の一部、一二番一の一部、一三

番の一の一部及び一四番一の一部

下水道 桜井市大字辻六番一の一部

水路 桜井市大字辻六番一、七番及び八一四番の各一部